

自治会関係補助金について

1 自治会関係補助金一覧

別紙のとおり。

2 自治会総合交付金の手続変更について

【変更内容】

- ①自治会総合交付金の申請時提出書類の様式変更
 - ②実績報告書の提出の義務化
- *平成23年分から適用します。

【変更理由】

- ①「町補助金等交付規則」の規定に即した内容に改める必要があったため
- ②提出資料により交付金の適正利用状況を確認するため

【変更内容を踏まえた事務スケジュール】

	自治会総合交付金				
	自治会運営交付金	防犯灯維持管理交付金	防火防災組織運営交付金	防火防災器具等整備費交付金	自主防災組織訓練活動交付金
事務担当	(総務課総務室)			(総務課地域防災室)	
1月	自治会総会資料の提出 実績報告書の提出 添付資料：自治会総会資料(事業報告・決算書を含むもの)			「自治会要望書」の提出	
⋮					
4月	書類の提出不要 「算定基礎報告書」(様式第1号)の提出 添付資料：自治会総会資料(事業計画・予算書を含むもの)	「算定基礎報告書」(様式第1号)の提出 添付資料：「防犯灯電気料金(4月分)内訳書」の提出		(随時) 防火防災器具等の納品実績等に基づき「交付申請書兼実績報告書」(様式第2号)及び「納品請求書」(領収書でも可)、「交付請求書」を提出 ↓ (町) 交付決定通知— 交付金の振込	(随時) 訓練事業実績に基づき「交付申請書兼実績報告書」(様式第2号)及び「交付請求書」を提出 ↓ (町) 交付決定通知— 交付金の振込
5月				↓	
6月	(町) 交付金の振込			(町) 交付決定通知— 交付金の振込 (年内)	
⋮					
1月	自治会総会資料の提出 実績報告書の提出(*自治会総会資料(事業報告・決算資料を含むもの)を添付)			「自治会要望書」の提出	

3 自治会総合交付金（自治会運営交付金）の自治会会計への反映について

①自治会会計（予算書・決算書）への確実な計上

自治会総合交付金（自治会運営交付金）は、自治会運営に幅広く活用していただくことを目的としています。目的に沿った使用がされているかどうかについては、自治会会計（予算・決算）への計上の有無で判断します。このため、自治会総会資料（予算書・決算書）の提出を求めているところですので確実な計上をお願いします。

②予算書・決算書において、自治会運営交付金が確認できる表記

現在まで提出されている各自治会の予算書・決算書のスタイルは様々です。自治会によっては全補助金の合計額のみが表記され内訳となる個別の補助金の内容が分からず、自治会運営費交付金も計上されているかどうかを確認しにくいものがあります。また、自治会内のみなさまへ交付金の存在を明らかにしその透明性を確保するためにも必要と考えますので、予算書・決算書への表記をお願いします。

同様に自治会総合交付金（防火防災組織運営交付金）など、町から交付する他の補助金についても表記をお願いします。

【決算書表記の参考例】

例1

項目	予算額	決算額	増減	摘要
〇〇〇				
補助金	200,000	199,500	△500	<ul style="list-style-type: none"> ・ □□補助金 24,500 ・ 自治会運営交付金 140,000 ・ 防火防災組織運営交付金 35,000
△△△				

例2

項目	予算額	決算額	増減	摘要
〇〇〇				
補助金	200,000	199,500	△500	
□□補助金	25,000	24,500	△500	
自治会運営交付金	140,000	140,000	0	
防火防災組織運営交付金	35,000	35,000	0	
△△△				

4 平成23年度分自治会総合交付金（自治会運営交付金・防犯灯維持管理交付金・防火防災組織運営交付金）の実績報告書の提出について

提出期限：平成24年1月31日（火）

提出書類：実績報告書（様式5号）、自治会総会資料（平成23年の事業報告及び決算書を含むもの）

自治会に対する補助金

◎総務課

自治会総合交付金（自治会運営交付金）

自治会総合交付金（防犯灯維持管理交付金）

自治会総合交付金（防火防災組織運営交付金）

自治会総合交付金（防火防災器具等整備交付金）

自治会総合交付金（自主防災組織訓練活動交付金）

自治会集会施設整備費補助金

◎企画振興課

地域自立活性化交付金

コミュニティ助成事業補助金

◎福祉課

敬老会交付金

◎生活環境課

ゴミ収集所整備補助金

北栄町自治会総合交付金交付要綱

平成 21 年 12 月 3 日

告示第 125 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、北栄町自治会総合交付金（自治会の運営や防災活動その他自主的な地域づくり活動などに対して交付する交付金をいう。以下「交付金」という。）に関し必要な事項を定めることにより、町における地域の自立・活性化及び住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(交付金の内容)

第 2 条 この交付金の内容は次に掲げるとおりとし、その内訳及び金額は別表のとおりとする。

- (1) 自治会運営交付金
- (2) 防犯灯維持管理交付金
- (3) 防火防災組織運営交付金
- (4) 防火防災器具等整備交付金
- (5) 自主防災組織訓練活動交付金

(事業主体)

第 3 条 この交付金に関する事業の事業主体は、町内の自治会とする。

(報告及び申請)

第 4 条 第 2 条第 1 号から第 3 号に定める交付金については、申請者は、自治会総合交付金算定基礎報告書（様式第 1 号）を町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

2 第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める交付金については、申請者は、自治会総合交付金（変更）申請書兼実績報告書（様式第 2 号）を町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条第 2 項による申請があったときは、内容を審査し、交付金の額を決定するものとする。

2 町長は、交付決定をしたときは、申請者に自治会総合交付金交付決定通知書（様式第 3 号）を通知するものとする。

(事業の変更)

第 6 条 第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める交付金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに様式第 2 号を町長へ提出しなければならない。

(1) 当該事業に要する経費に増減があったとき。ただし、交付決定額に変更がない場合はこの限りでない。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の変更の申請があったときは、内容を審査し、交付金の額等を決定するものとする。

3 町長は、変更した交付金の額等を決定したときは、申請者に自治会総合交付金変更交付決定通知書（様式第 4 号）を通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第7条 本交付金に係る事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

(実績報告)

第8条 申請者は、第2条第1号から第3号に定める交付金に係る事業が完了したとき(事業等
の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、自治会総合交付金実績報告書(様式第5号)
を町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

2 第2条第4号及び第5号に定める交付金に係る事業については、第4条第2号に規定する自
治会総合交付金(変更)申請書兼実績報告書(様式第2号)の提出をもって実績報告に替える。

(交付金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたものがあるときは、そのも
のに対し交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱又は北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号)に定めるもの
のほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月3日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

別表（第2条関係）

自治会総合交付金

名 称	内 容	備 考
自治会運営交付金	<p>運営費分</p> <p>均等割 40,000円</p> <p>世帯数割 1,000円×世帯数</p> <p>事務費分</p> <p>1,000円×世帯数</p> <p>※ 世帯数は当該年度の4月1日現在とする。</p>	金額は年額
防犯灯維持管理交付金	<p>防犯灯電気料金×12か月×1/3</p> <p>※ 電気料金は当該年度の4月1日現在の料金とする。</p>	金額は年額
防火防災組織運営交付金	<p>自主防災組織運営費分</p> <p>均等割 5,000円</p> <p>自衛消防団運営費分</p> <p>ポンプ割 20,000円</p> <p>世帯数割 300円×世帯数</p> <p>※ 世帯数は当該年度の4月1日現在とする。</p> <p>婦人消防隊運営費分</p> <p>ポンプ割 20,000円</p>	金額は年額
防火防災器具等整備交付金	<p>防災用備品購入分</p> <p>購入費×1/2</p> <p>※ 上限 50,000円</p> <p>消防用器具等購入分</p> <p>購入費×1/2</p> <p>※ 上限 100,000円</p> <p>消防機器修理分</p> <p>修理代20,000円以上の場合に限り20,000円を超える部分の経費×1/2</p>	
自主防災組織訓練活動交付金	<p>訓練活動分</p> <p>300円×参加世帯数×訓練回数</p> <p>（自主防災組織が行う防災訓練、防災に関する講習会・研修会の参加）</p> <p>※ 上限 訓練3回 50,000円</p>	

※ 上記に定める交付金の額は、予算の範囲内において、それぞれ1円未満の端数を切り捨てた額を交付するものとする。

年 月 日

北栄町長

様

住 所

団体名

代表者名

印

年度自治会総合交付金算定基礎報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 自治会運営交付金

(1) 自治会内の世帯数 世帯（ 年4月1日現在）

2 防犯灯維持管理交付金

(1) 防犯灯設置の有無 無 ・ 有

※4月分の防犯灯電気料金がわかる書類を添付すること。

3 防火防災組織運営交付金

(1) 自主防災組織設置の有無 無 ・ 有 (組織名：)

(2) 自衛消防団設置の有無 無 ・ 有 (組織名：)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

(3) 婦人消防隊設置の有無 無 ・ 有 (組織名：)

ア 消防ポンプ設置の有無 無 ・ 有

年 月 日

北栄町長 様

住 所

団体名

代表者名

印

年度自治会総合交付金（変更）申請書兼実績報告書

北栄町自治会総合交付金交付要綱第4条第2項（第6条第1項）の規定に基づき、次のとおり（変更）申請及び報告します。

記

1 防火防災器具等整備交付金

(1) 防災用備品購入の（変更）有無 無 ・ 有

※購入する備品の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

(2) 消防用器具等購入の（変更）有無 無 ・ 有

※購入する器具等の名称及び金額等がわかる資料を添付すること。

(3) 消防機器修理の（変更）有無 無 ・ 有

※修理する機器、金額等がわかる資料を添付すること。

2 自主防災組織訓練活動交付金

(1) 訓練活動の実績

実施年月日	実施場所	参加世帯数	主な活動の概要

3 添付資料

※変更申請の場合、交付金交付決定通知の写しを添付すること。

第 号
年 月 日

様

北栄町長

印

年度自治会総合交付金交付決定通知書

年 月 日付で報告（申請）のあったこの交付金について、次のとおり交付することに決定したので、北栄町自治会総合交付金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付金の種別 年度自治会総合交付金
- 2 交付決定額 金 円
内 訳 ・ 防火防災器具等整備費交付金 円
・ 自主防災組織訓練活動交付金 円
- 3 この交付金は、交付の目的以外に使用してはならない。
- 4 申請者は、北栄町自治会総合交付金交付要綱（平成 年北栄町町告示第 号）及び北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号）を遵守しなければならない。
- 5 交付金の交付条件に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- 6 この交付金に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第 号
年 月 日

様

北栄町長

印

年度自治会総合交付金変更交付決定通知書

年 月 日付第 号で交付決定した 年度自治会総合交付金については、
年 月 日付で提出のあった 年度自治会総合交付金変更申請書に基づき、次のとおり変更交付決定することとしたので、北栄町自治会総合交付金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付金の名称 年度自治会総合交付金
- 2 変更交付決定額 金 円
内 訳 ・防火防災器具等整備費交付金 円
・自主防災組織訓練活動交付金 円
- 3 その他

年 月 日

北栄町長

様

申請者 住 所
団体名
代表者名

印

年度自治会総合交付金実績報告書

年 月 日付第 号をもって通知のあった下記事業等を実施したので報告します。

記

交付金事業の実績

- 1 事業の名称
- 2 添付書類

※ 必要に応じて事業実績のわかる資料を添付すること。

様式第5号（第8条関係）

平成 年 月 日

北栄町長 松本 昭夫 様

申請者 住 所
団体名
代表者名

印

平成23年度自治会総合交付金実績報告書

平成23年6月24日付発総第57号をもって通知のあった下記事業等を実施したので報告
します。

記

交付金事業の実績

1 事業の名称

- ・自治会運営交付金
- ・自治会防犯灯維持管理交付金
- ・防火防災組織運営交付金

2 添付書類

自治会総会資料（平成23年分事業報告書及び決算書）